

**長野県告示第286号**

長野県同和地域農業経営資金融資利子補給金交付要綱（昭和47年長野県告示第635号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

第8を次のように改める。

規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、正副2部とし、所轄地方事務所の長を経由するものとする。ただし、長野県信用農業協同組合連合会及び基金協会にあつては、直接知事に提出するものとする。

農村振興課

**長野県告示第287号**

長野県同和地域農地等取得資金融資利子補給金等交付要綱（昭和50年長野県告示第455号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

第8中を次のように改める。

規則及びこの要綱により知事に提出する書類は、所轄地方事務所の長を経由するものとする。ただし、長野県信用農業協同組合連合会及び基金協会にあつては、直接知事に提出するものとする。

農村振興課

**長野県告示第288号**

漁業近代化資金利子補給金交付要綱（昭和52年長野県告示第298号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

第6を次のように改める。

規則及びこの要綱により第2第2項第1号に掲げる融資機関（長野県養殖漁業協同組合を除く。）が知事に提出する書類は、所轄地方事務所の長を経由するものとする。

農村振興課

**長野県告示第289号**

建築土法（昭和25年法律第202号）第10条の20第1項の規定により、都道府県指定登録機関として、次のとおり指定しました。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

1 指定登録機関の名称及び住所

社団法人長野県建築士会

長野市大字南長野字宮東426番地1

2 二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地

長野市大字南長野字宮東426番地1

3 二級建築士等登録事務の開始の日

平成21年4月1日

建築指導課

**長野県告示第290号**

建築土法（昭和25年法律第202号）第26条の3第1項の規定により、都道府県指定事務所登録機関として、次のとおり指定しました。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

1 指定事務所登録機関の名称及び住所

社団法人長野県建築士事務所協会

長野市大字中御所字岡田124番地1

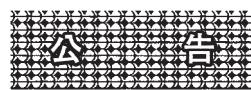
2 建築士事務所登録等事務を行う事務所の所在地

長野市大字中御所字岡田124番地1

3 建築士事務所登録等事務の開始の日

平成21年4月1日

建築指導課

**公告**

長野県知事印を次のように新調し、平成21年4月1日から使用を開始します。

平成21年3月31日

長野県知事 村井 仁

印影



情報公開・私学課

**公告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、障害福祉課ほか14機関について監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表します。

平成21年3月31日

長野県監査委員 高見澤 賢 司  
同 東方久男  
同 柿沼美幸  
同 宮澤宗弘

**第1 監査の概要****1 監査のテーマ**

「税外収入未収金の債権管理について」

**2 監査の目的**

平成19年度末の税外収入未収金（以下「未収金」という。）は、普通会計（一般会計及び特別会計）で23億4,305万余円と多額となっています。（別紙参照）

県の財政を取り巻く状況が一段と厳しさを増す中で、未収金の解消を図ることは、財源確保や公平性を保つ面から極めて重要な課題となっています。さらに、公会計の見直しに伴って不納欠損見込額（回収不能見込額）を把握することも、今後求められる状況になってきています。

そこで、未収金にかかる債権管理や徴収事務が法令等に基づいて適正に執行されているか、滞納防止の取組みや不納欠損処分の状況を検証し、今後の未収金の縮減に寄与することを目的に実施しました。

**3 監査対象機関**

普通会計の未収金のうち、平成19年度末の未収金額が100万円以上で継続性のある債権について、これを所管する主な以下の15機関を選定しました。

社会部・障害福祉課・こども・家庭福祉課・総合リハビリテーションセンター・上伊那地方事務所福祉課

衛生部・医療政策課

商工労働部・経営支援課・上小地方事務所商工観光課・下伊那地方事務所商工観光課・長野地方事務所商工観光課

農政部・農村振興課

林務部・信州の木振興課

建設部・住宅課

教育委員会・高校教育課・茅野高等学校・明科高等学校

**4 監査の方法**

監査対象機関から提出された監査調書に基づき、事務局実地調査の結果を踏まえ、監査を実施しました。

**5 監査の着眼点**

- (1) 適正な徴収体制がとられているか。
- (2) 未収金の回収が適正に行われているか。
- (3) 未収金の管理が適正に行われているか。
- (4) 不納欠損処分が適切に行われているか。
- (5) 有効な滞納防止策がとられているか。

**6 監査の実施時期**

平成21年1月から平成21年3月までに実施しました。

(別紙)

平成19年度末普通会計未収金一覧表

部局	債権名	監査対象債権 :(○印)	19年度末未収金額 (円)	機関名
総務部	遺族年金過払金		454,167	職員課
社会部	社会福祉施設入所者負担金	○	26,054,242	○障害福祉課
	心身障害者扶養共済加入者掛金 (特別会計)	○	9,825,590	
	廃棄物処理委託違約金		2,520	福祉大学校
	信濃学園使用料		355,018	信濃学園
	総合リハビリテーションセンター使用料	○	4,122,312	○総合リハビリテーションセンター
	補装具製作費、高次脳収入等		314,782	総合リハビリテーションセンター
	児童福祉施設入所負担金	○	70,128,520	○こども・家庭福祉課
	児童扶養手当過払返納金	○	19,445,520	
	母子寡婦福祉資金貸付金 (特別会計)	○	200,111,539	
衛生部	生活保護費返還金	○	4,350,655	地方事務所福祉課 (諏訪・○上伊那・松本・北信)
	看護職員修学資金貸付金	○	8,217,486	○医療政策課
	公衆浴場設備改善事業補助金		3,362,205	伊那保健所
環境部	分担金及び負担金		119,525	保健所 (佐久・飯田・松本)
	不法投棄産業廃棄物撤去代執行経費		285,964,612	廃棄物監視指導課
	中小企業高度化資金貸付金 (特別会計)	○	1,011,293,464	○経営支援課
	中小企業設備近代化資金貸付金 (特別会計)	○	85,032,800	地方事務所商工観光課 (佐久・○上小・諏訪・上伊那・下伊那・松本・北安曇・○長野・北信)
商工労働部	工業振興機械購入資金貸付金	○	3,378,037	地方事務所商工観光課 (諏訪・○下伊那)
	検定検査旅費		6,300	計量検定所
	農業改良資金貸付金 (特別会計)	○	79,654,000	○農村振興課
	漁業改善資金貸付金 (特別会計)	○	10,711,975	
農政部	前払金支払利息		324,481	地方事務所農地整備課 (松本・長野)
	林業・木材産業改善資金貸付金 (特別会計)	○	23,188,881	○信州の木振興課
建設部	県営住宅使用料等	○	255,320,708	○住宅課
	道路占用料		386,535	上田建設事務所
	河川占用料		11,412,298	建設事務所 (佐久・上田・伊那・長野)
	弁償金、違約金、工事負担金、前払金利息		8,570,375	建設事務所 (上田・飯田・木曽・松本・大町・須坂・中野)
	契約解除に伴う補償金返還金		99,521,879	松本建設事務所
教育委員会	短期大学授業料		145,000	短期大学
	高等学校等奨学金貸付金等	○	24,684,800	○高校教育課
	地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金	○	72,305,231	
	高等学校等遠距離通学費貸付金	○	15,180,035	
	高等学校授業料	○	9,104,217	高等学校 (○茅野・○明科・他32校)
	財産収入等		9,785	高等学校 (諏訪清陵・田川)
普通会計未収金 合計	一般会計	27	923,241,245	69
	特別会計	7	1,419,818,249	14
		34	2,343,059,494	79機関 (4機関は重複)
監査対象合計	一般会計	12	512,291,763	10
	特別会計	7	1,419,818,249	7
		19	1,932,110,012	15機関 (2機関は重複)

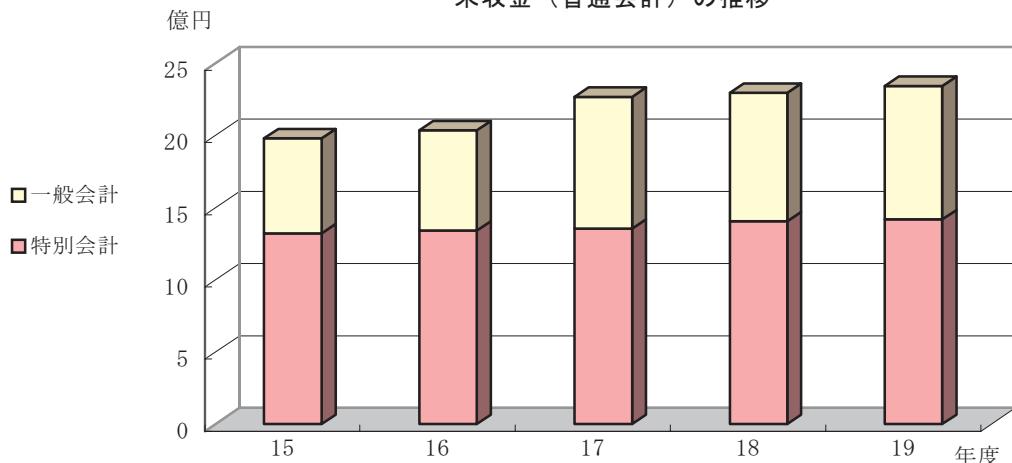
(注) 監査対象債権欄が空欄の債権は、未収金額が100万円未満又は単発的発生債権のため監査対象外としました。

## 第2 未収金の概要

## 1 未収金の状況

平成19年度末の普通会計の未収金の状況は、一般会計9億2,324万余円（対15年度比140.3%）、特別会計14億1,981万余円（同107.3%）、合計23億4,305万余円（同118.3%）で年々増加傾向にあります。

未収金（普通会計）の推移



(単位：千円)

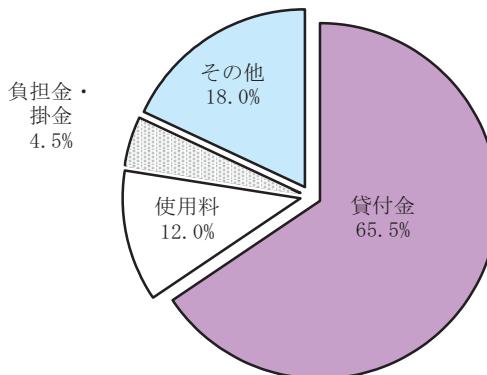
普通会計区分	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
一般会計	658,004	693,662	912,384	888,399	923,241
特別会計	1,323,104	1,342,209	1,356,231	1,407,067	1,419,818
計	1,981,108	2,035,871	2,268,615	2,295,466	2,343,059

性質別に未収金の状況を見ると、貸付金に係るものが15億3,375万余円（65.5%）、次いで使用料に係るものが2億8,085万余円（12.0%）、負担金・掛金に係るものが1億612万余円（4.5%）、その他が4億2,231万余円（18.0%）となっています。

未収金（普通会計）の性質別内訳

(単位:千円)

区分	金額
貸付金	1,533,758
使用料	280,856
負担金・掛金	106,128
その他	422,317
計	2,343,059

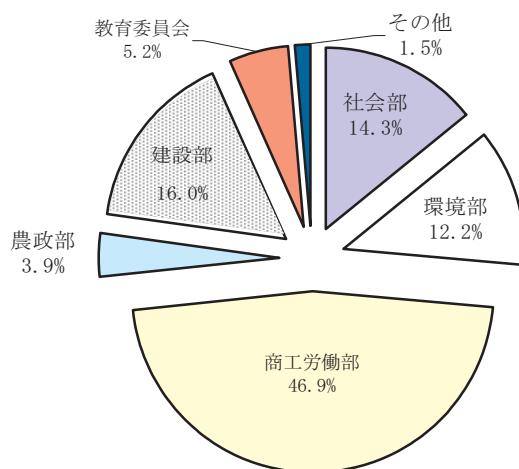


また、部局別に未収金の状況を見ると、商工労働部が中小企業高度化資金貸付金などで10億9,971万余円（部局別割合46.9%）、建設部が県営住宅使用料などで3億7,521万余円（同16.0%）、社会部が母子寡婦福祉資金貸付金などで3億3,471万余円（同14.3%）、環境部が不法投棄産業廃棄物撤去代執行経費で2億8,596万余円（同12.2%）、教育委員会が地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金などで1億2,142万余円（同5.2%）、農政部が農業改良資金貸付金などで9,069万余円（同3.9%）、その他の部局が3,534万余円（同1.5%）となっています。

## 未収金(普通会計)の部局別内訳

(単位:千円)

部局	金額
社会部	334,711
環境部	285,965
商工労働部	1,099,711
農政部	90,690
建設部	375,212
教育委員会	121,429
その他	35,341
計	2,343,059



## 2 未収金に係る債権の分類

地方公共団体の債権は、大きく分けて、使用料、手数料、分担金などの「公法上の債権」(地方自治法第231条の3第1項)と貸付金や財産収入などの「私法上の債権」(民法の規定を適用)に分類されます。

また、「公法上の債権」のうち、分担金、加入金、過料又は法律で定める使用料その他の歳入(法律で地方税の滞納処分の例により処分することができるところに限る。)については、自ら滞納処分を行えますが、その他の公法上の債権及び「私法上の債権」については、民事執行手続により強制執行等を行うこととなります。

それぞれの債権の分類に伴う徴収事務の区分は次表のとおりとなります。

債権の分類	地方公共団体の債権	
	公法上の債権 (処分や法令の定める一定の事実行為に基づいて発生)	私法上の債権 (契約によって発生)
督促	法第231条の3第1項	令第171条
延滞金	法第231条の3第2項	不可
違約金	不可	(契約の取決めによる)
滞納処分 又は 強制執行等	滞納処分ができるもの	民事執行手続きによるもの (裁判が必要)
	法第231条の3第3項 その他個別法の規定	令第171条の2
法及び個別法で定める使用料その他の歳入	左記以外の使用料その他の歳入	貸付金、財産収入など
	法第236条	民法第167条 商法第522条など
消滅時効		

(注) 表中、「法」は地方自治法、「令」は地方自治法施行令をいう。

## 第3 監査の結果

## 1 監査対象とした未収金の状況

監査対象とした19債権の平成19年度末の未収金額は19億3,211万余円で、普通会計未収金の23億4,305万余円に対する抽出率は82.5%です。内訳は、一般会計5億1,229万余円、特別会計14億1,981万余円となっています。

これを債権の性質別に分けると、「公法上の債権で地方税の滞納処分の例により処分することができるもの」が2債権で9,618万余円、「公法上の債権で民法の規定により強制執行等を行うことができるもの」が3債権で3,290万余円、「私法上の債権」が14債権で18億302万余円となっています。

## 債権の性質別分類

債 権 の 性 質		債 権 名 (債権数)	未収金額(千円)
公法上の債権	地方税の滞納処分の例により処分することができるもの	社会福祉施設入所者負担金 児童福祉施設入所負担金 (2債権)	96,183
	民事執行手続により強制執行等ができるもの	児童扶養手当過払返納金(※1) 生活保護費返還金 高等学校授業料 (3債権)	32,900
私法上の債権	民事執行手続により強制執行等ができるもの	心身障害者扶養共済加入者掛金(特別会計) 総合リハビリテーションセンター使用料 母子寡婦福祉資金貸付金(特別会計) 看護職員修学資金貸付金 中小企業高度化資金貸付金(特別会計) 中小企業設備近代化資金貸付金(特別会計) 工業振興機械購入資金貸付金 農業改良資金貸付金(特別会計) 漁業改善資金貸付金(特別会計) 林業・木材産業改善資金貸付金(特別会計) 県営住宅使用料等(※2) 高等学校等奨学金貸付金等 地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金 高等学校等遠距離通学費貸付金 (14債権)	1,803,027
計		19債権	1,932,110

(※1) 不正による受給については、滞納処分ができることとされています。

(※2) 公法上の債権とする見解もありますが、ここでは私法上の債権に分類しました。

## 2 未収金回収の取組状況及び問題点

## (1) 徴収体制・債権管理

債権管理業務のために専任職員を配置している機関はありませんでした。すべての機関で債権を管理する職員が兼務で未収金の徴収に当たっており、担当者に任せきりになっている所属がありました。

なお、県営住宅の家賃徴収については、松本、長野地域で指定管理者制度を導入し、指定管理者が徴収業務を行っていました。

滞納整理票は、いずれの債権についても、督促状、催告書の発送状況及び電話、訪問等による交渉の経過が記録されており、概ね適正に作成していました。債権については、徴収可能なものと不可能と思われるものに分類している所属もありましたが、分類し管理を行っている所属は少数でした。

## (2) 徴収マニュアル等の作成状況

徴収マニュアルや取扱要領は、19債権中17債権とほとんどの債権について作成されていましたが、簡略すぎたり、具体的な事務手続や法的措置に言及していない不備があるなど、内容が実務的なものになっていないものが見受けられました。(社会福祉施設入所者負担金、看護職員修学資金貸付金、地域改善対策高等学校等進学奨励金貸付金)

## (3) 滞納者等の資産の把握状況

法律に基づいて資産状況を確認することができる権限があるものを除いては、資産・所得の状況について、十分な把握はされておらず、滞納者本人等への電話や訪問時の聞き取りなどにより資産状況の把握に努めているものが大部分を占めています。

## (4) 催告の状況

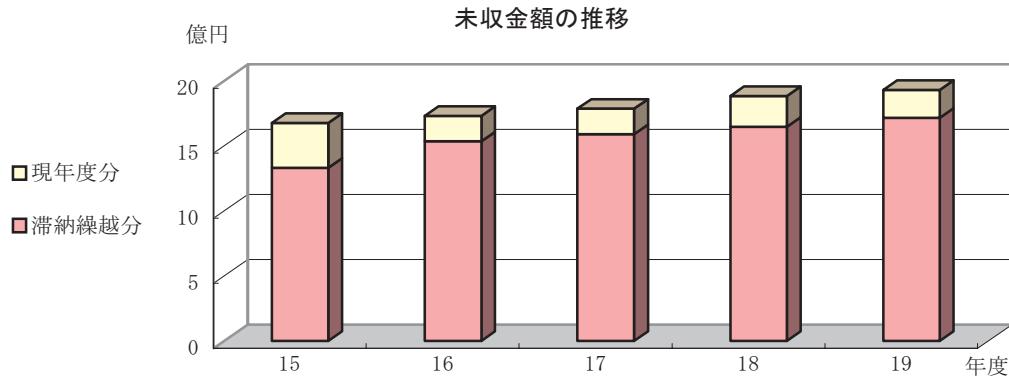
督促状は財務規則第247条の規定により履行期限後20日以内に発送することとなっていますが、発送が期限を過ぎて行われている事例が生活保護費返還金に見られました。

長期間納入が滞っている債権については、滞納者への電話や訪問等により納入催告をしていますが、分納や支払計画書の提出に至

らず、時効の中止がされていないものが多く見られました。

#### (5) 未収金額の状況

平成19年度末の未収金は、現年度分2億1,421万余円（対15年度比61.8%）、滞納繰越分17億1,789万余円（同128.9%）となっており、滞納繰越額が年々増加しています。



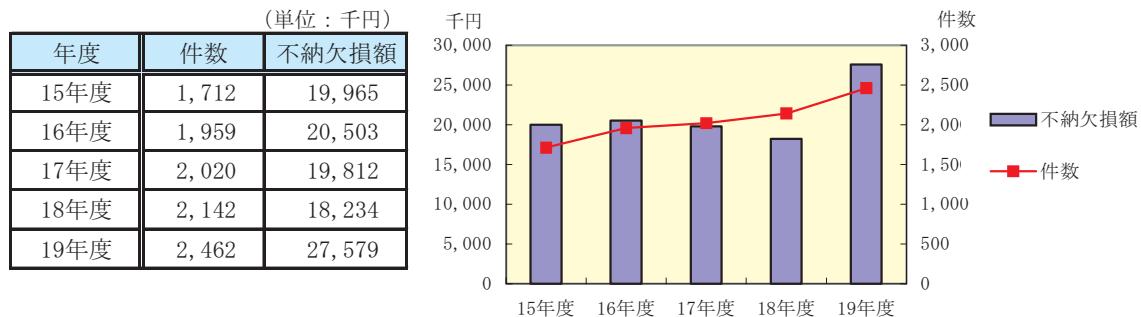
#### (6) 不納欠損の状況

不納欠損とは、債権の消滅、債権の放棄、債権の免除などの理由により、徴収事務を終わらせる会計処理です。

平成19年度に不納欠損処理された債権は、8債権2,757万余円でした。このうち、7債権2,726万余円が時効の完成、1債権31万余円が本人死亡による免除でした。

過去5年間に不納欠損処理された債権は、9債権で次表のとおりです。

#### 不納欠損の推移



### 3 総括

今回監査対象とした19債権について、各機関にはそれぞれ一層の未収金の縮減を求めましたが、共通して要望する事項は下記のとおりです。これらの点に留意して、今後とも未収金の徴収と発生防止に努めてください。なお、個々の状況は「4 債権ごとの監査結果」に記載したとおりです。

#### (1) 徴収体制の強化

今回監査を行ったすべての機関で、債権を管理する職員が未収金の徴収に当たっていましたが、ひとりで多くの業務を担当しているため、滞納者との折衝等に十分な時間が取れない状況となっています。

未収金の徴収に当たっては、所属全体で取り組む体制をとってください。

また、中小企業高度化資金貸付金については、平成19年度に債権の調査を、平成20年度にその回収業務を債権回収専門機関に委託し一定の成果を上げていますが、その他の債権についても徴収業務を外部委託することが可能か検討する必要があります。

さらに、各機関からの相談等への対応や徴収の支援を行うため、債権回収の知識・経験が豊富な職員を相談員として県庁内に配置することも検討してください。

#### (2) 徴収マニュアル等の整備及び専門研修の実施

未収金の徴収や資産調査、滞納処分などについては、法律等の専門的知識や実務の経験などが不可欠ですが、担当者の知識・経験等の差が未収金徴収の取組状況にも影響しています。このため、担当者が替っても対応できるよう、実務的な徴収マニュアル等の整

備を行ってください。

また、法令や実務に関する専門的な研修を合同で実施することも必要です。

#### (3) 滞納者の資産状況の把握

滞納者の資産状況については、一部の債権を除いて、個人情報保護法により関係機関からの情報の入手が困難なため、十分把握されません。登記簿の調査や訪問による聞き取り調査などを行い、資産状況の把握に一層努めてください。

また、貸付金等の私法上の債権については、債権の状況に応じ、貸付時に、債務不履行となった場合の個人情報の収集について同意を得ておくことの有効性を研究するなど、資産情報の収集の方法を検討してください。

なお、社会福祉施設入所者負担金、児童福祉施設入所負担金については、地方税法の滞納処分の例により処分することができるため、滞納者は財産に関する質問及び検査への応答義務が課されます（国税徴収法第141条）。このため、滞納者の財産に関する情報は当該滞納者との関係においては秘密ではないと考えられますので、個人情報の保護に配慮しつつも、資産情報を有する税務担当部署などからの情報の収集についても検討してください。

#### (4) 債権の分類と効率的、効果的な徴収

未収金を徴収するためには、滞納者の状況に応じて交渉等を行う必要があります。そのためには、個々の滞納者の状況に応じた債権の分類が不可欠です。それぞれの債権を徴収可能債権、徴収困難な債権等に分類し、個々の債権の状況に応じた対応策を十分検討した上で、効率的で効果的な徴収を行うようにしてください。

徴収可能と分類された債権で、時効期間が経過するおそれがある債権については、時効中断の措置を講じてください。

また、納付の意識が希薄な滞納者等に対しては、法的措置を含めてより積極的に債権の回収を進めてください。

#### (5) 回収不能な債権の処理

徴収困難な債権のうち、滞納発生から長期間経っているものなどについては、過去の徴収の経過を整理し、消滅時効の期間が経過しているか否かを明らかにする必要があります。

貸付金などの私法上の債権は民法が適用されるため、消滅時効の期間が経過したときは債務者からの時効の援用に基づいて不納欠損の処理をすることになります。

しかし、債務者が行方不明になっていたり、法人が事業休止や倒産などによって既にその実体がなくなっているものなど、時効期間が経過しても不納欠損処理ができない債権もあります。

こうした債権については、費用対効果、効率性等を勘案し、議会の承認を得て債権を放棄し、不納欠損処理することが必要と考えます。

#### (6) 国への制度改正の要望

社会福祉施設や児童福祉施設の入所者の負担金のうち、虐待等による措置入所については、保護者が必ずしも入所に納得していない場合もあることから未収となるケースが多くなっています。

また、心身障害者扶養共済の掛金について、県は加入者との共済契約により掛金を徴収し、県と独立行政法人福祉医療機構との保険契約により加入者の掛金相当分を支払っていますが、掛金が納付されない場合は結果的に県が立て替える形になっています。

このように、結果として県が負担を負わざるを得ない制度については、制度改正や負担の補填などを検討する必要があると考えます。既に国へ要望を行ってきたところですが、引き続き働きかけをしてください。

### 4 債権ごとの監査結果

各債権の内容、未収金の状況、未収金回収の取組状況及び問題点・改善点等は以下のとおりです。

なお、〔過去5年間の未収金の推移〕の表中の「調定額」及び「未収金額」は、現年度分と滞納繰越分を合計した金額を掲載しています。

#### (1) 社会福祉施設入所者負担金（所管部局　社会部）

##### ア　債権の内容

障害児者が措置制度（県が行政処分として障害児者の保護等を行うこと）により社会福祉施設へ入所した場合の負担金に係る債権（障害児については扶養義務者、障害者については本人の負担能力に応じて負担額が決定される。）

##### イ　根拠法令等

###### 児童福祉法

###### （旧）知的障害者福祉法

##### ウ　未収金の状況

知的障害者（身体障害者の負担金は市町村が徴収している。）については、平成15年4月の知的障害者福祉法の改正により措置制度から契約制度（扶養義務者が社会福祉施設と直接契約して利用すること）へ移行し、入所負担金は施設へ扶養義務者から直接支払われるため、平成15年度以降は未収金は発生していない。

障害児についても、平成18年10月の児童福祉法の改正により、同様に契約制度へ移行しているため、措置入所は保護者の虐待など契約になじまない場合に限られている。

この結果、平成19年度の現年度分の調定額は781千円と大きく減少しており、現年度分と滞納繰越分を合わせた調定額及び未収金額は前年度に較べ大幅に減少している。平成19年度末の未収金額は26,054千円（120人）であり、今後も未収金額は漸減していく見込みである。

(過去5年間の未収金の推移)

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
調定額	224,657	195,122	190,376	128,335	38,807
未収金額	34,217	34,406	35,187	38,026	26,054
(うち滞納繰越)	(27,516)	(28,101)	(27,914)	(33,275)	(25,818)
未収率	15.2%	17.6%	18.5%	29.6%	67.1%

(参考)不納欠損の状況

(単位：千円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
不納欠損額	4,148	3,963	4,435	0	10,120

## エ 監査実施機関

障害福祉課

## オ 未収金回収の取組状況

(7) 滞納整理は障害福祉課施設支援係と地方事務所福祉課の職員が分担して行っており、市部の滞納者は障害福祉課、町村部は地方事務所が担当している。しかし、市町村の合併が進んだ結果、滞納者120人（19年度）のうち102人について障害福祉課が担当している。

障害福祉課の滞納整理は施設支援係全体で協力して行っているが、滞納者が全県に及ぶため、滞納者への訪問は滞納者全体の2割程度の実施に留まっている。

(イ) 文書による履行催告書の送付及び電話による催告は年に1回行っている。

(ウ) 滞納整理のためのマニュアルとして「障害児者施設入所負担金の滞納整理手順」が作成されているが、具体的な処理手順、時効、債権の保全、法律の根拠等が詳細に記載されているとはいえない。

(エ) 滞納者毎に「滞納整理総括表」が作成され、家庭の状況、交渉の経過等が分かるようになっている。債権はそれぞれ「徴収可能債権」「分納中債権」「不納欠損が適当な債権」に分類されている。

(オ) 時効の期間は地方自治法第236条第1項により5年である。同条第2項により時効の援用は要しないため、滞納者が無資力又はこれに近い場合で時効期間が経過したときは不納欠損の処理を行っている。

(カ) 虐待等の理由による保護者の意に反しての入所（措置入所）の場合は、負担金の納入について理解を得ることは事実上困難になっている。

## カ 問題点・改善点等

(7) 電話による催告は年に1回に留まっており、訪問による催告も時間的制約から多くは望めない状態である。地方事務所との一層の連携など、未収金の管理・徴収の体制を強化する必要がある。

(イ) 「障害児者施設入所負担金の滞納整理手順」が定められているが、初任者でも滞納整理の具体的な手順や根拠等が分かるよう規定等を整備する必要がある。

## (2) 心身障害者扶養共済加入者掛金〔特別会計〕(所管部局 社会部)

## ア 債権の内容

心身障害者扶養共済制度（保護者が死亡した場合などに障害者に終身年金が支給される任意加入の制度）の加入者が毎月納付する保険料（掛け金）に係る債権

## イ 根拠法令等

長野県心身障害者扶養共済制度条例

長野県心身障害者扶養共済制度条例施行規則

## ウ 未収金の状況

過去5年間の未収金の状況を見ると、調定額、未収金額、未収率とともに減少傾向にある。平成19年度末においては、調定額76,633千円のうち未収金額は9,826千円（46人、1,138件）で、未収率は12.8%となっている。

制度発足時以降の障害者の平均寿命の伸長や運用金利の低下等により、平成8年に2～2.5倍、平成20年4月にさらに最大2.7倍となる保険料の見直しが行われたこと、また、経済状況の悪化等から、やむを得ず制度を脱退する加入者が増加傾向にある。